

「未来をつくる高校生チャレンジ 2024」運営業務企画提案公募実施要領

1 目的

公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）では、補助金交付及び専門家派遣により、高校生の様々なチャレンジを応援することで、豊かな人間性、社会性、自発性などの生きる力を持った子どもを育てることを目的として、「未来をつくる高校生チャレンジ」事業を実施している。

令和6年度における本事業運営業務の委託先を選定するため、企画提案公募を以下に基づき実施する。

※令和6年度契約については、県民会議令和6年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

2 業務内容

別添「未来をつくる高校生チャレンジ 2024 業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託費上限額

10,171千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 応募資格

業務委託仕様書に定める「未来をつくる高校生チャレンジ 2024」事業の委託業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の（1）～（7）のいずれの要件も満たしていることとする。

- （1）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する者に該当しないこと。
- （3）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。

6 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和6年2月20日（火） |
| (2) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和6年2月29日（木）17時 |
| (3) 企画提案公募に関する質問への回答 | 電子メールにより随時回答 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和6年3月4日（月）17時 |
| (5) 審査 | 令和6年3月8日（金）（予定） |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年3月14日（木）（予定） |
| (7) 業務委託契約締結 | 令和6年4月1日（月） |

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書類作成要領」に基づき、下記①～③の書類を提出する。

- ① 企画提案応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意 ※様式2を含む）
- ③ 添付書類

ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの、なお、法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）

ウ 決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類

エ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和6年3月4日（月）17時まで（必着）

(3) 提出（問い合わせ）先

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎5F

（公社）福岡県青少年育成県民会議 地域支援課

TEL：092-643-6001

FAX：092-643-6003

E-MAIL：sien2@gaea.ocn.ne.jp

(4) 提出方法

上記提出先に郵送（簡易書留等、送付履歴が分かる方法）、宅配便または持参により提出。併せて（1）①～②については電子データでも提出すること。

※封筒の表に「企画提案応募書在中」と朱書きすること。

(5) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※企画提案応募書（様式1）は正本にのみ添付。

8 公募に関する質問の受付

本企画提案公募実施要領及び運營業務委託仕様書の内容等につき質問がある場合は、質問票（任意様式）により下記のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 令和6年2月29日（木）17時まで

(2) 提出方法 電子メールにより様式を送付

※質問票を提出した旨を併せて電話連絡すること。

(3) 提出先 上記7（3）記載のメールアドレスに送付

(4) 質問への回答

提出期限までに質問票を提出した者に対し、電子メールで随時回答する方法により行うほか、質問者を匿名化し、県民会議ホームページで公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。（URL：<https://www.fayd.jp/>）

9 審査・選定方法

(1) 審査方法

①令和6年3月8日（金）を目途に企画ヒアリングを行う。（対面又はオンライン）

②県民会議が別に定める委員により組織された「未来をつくる高校生チャレンジ2024」運營業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書類の内容を基に総合的に評価する。具体的には、下記（2）の評価項目について採点の上、合計点によって評価し、点数が最も高い者を委託先候補者に選定する。

(2) 評価項目

評価項目	評価内容	配点
提案事業者	・業務の趣旨をよく理解し、その重要性を認識した事業全体のねらいがあるか。 ・当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。 ・当該業務に類似した業務の実績があるか。	9
事業実施	○仕様書「3 委託業務の内容」(1)～(10)全般 ・当該業務実施に必要な人員計画（人数、役割分担）がされているか	42

	<p>○仕様書「3 委託業務の内容」(1)(3)(4)(5)(6)(9)(10)</p> <p>(1)参加者の募集業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生の応募増加のための効果的な提案がされているか <p>(3)審査委員会運營業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な審査委員の人選が見込まれるか <p>(4)高校生チャレンジャーが相互に刺激し合うことのできる環境づくりに関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会・交流会は高校生のチャレンジする気持ちを向上させることが見込まれる提案か ・チャットツールを用いたコミュニティ形成が計画されているか ・その他効果的な提案があるか <p>(5)チャレンジサポーター派遣に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採択されたチャレンジプランに対して適切なチャレンジサポーターの人選が見込まれるか <p>(6)チャレンジプランの進捗状況管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジプラン実現のための効果的なサポート体制が講じられているか <p>(9)成果報告会運營業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会者や会場について、効果的な選定が見込まれるか ・チャレンジプラン発表の演出方法は工夫されているか ・成果報告会の広報、事前申込の集約方法は工夫されているか ・その他効果的な提案があるか <p>(10)広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な提案がされているか 	
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報をはじめとする情報管理が講じられているか ・事件・事故にならないように事前事後のリスク対策が講じられているか 	6
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・経費は妥当であるか。 	3

(3) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、委託先候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(4) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託先候補者とするかを決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年3月14日（木）を目途に文書で通知する。

10 委託先候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県民会議は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、企画提案書類の審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、企画提案者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県民会議と委託先候補者において協議を行うものとする。協議の結果、企画提案の一部を修正することもあり得る。

(3) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

11 その他

- ・企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「企画提案参加辞退届（様式3）」を提出すること。
- ・上記のほか、県民会議から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、提案者は速やかに書類の提出に応じること。